

行政書士

—gyoseisyoshi-shizuoka—



しづおか



2026
No.3 18

新春号



「2023年に登座した槍ヶ岳を雷鳥と望む～蝶ヶ岳にて」
西遠支部 横井豪一 会員



静岡県行政書士会

第30回写真コンクール入選作品



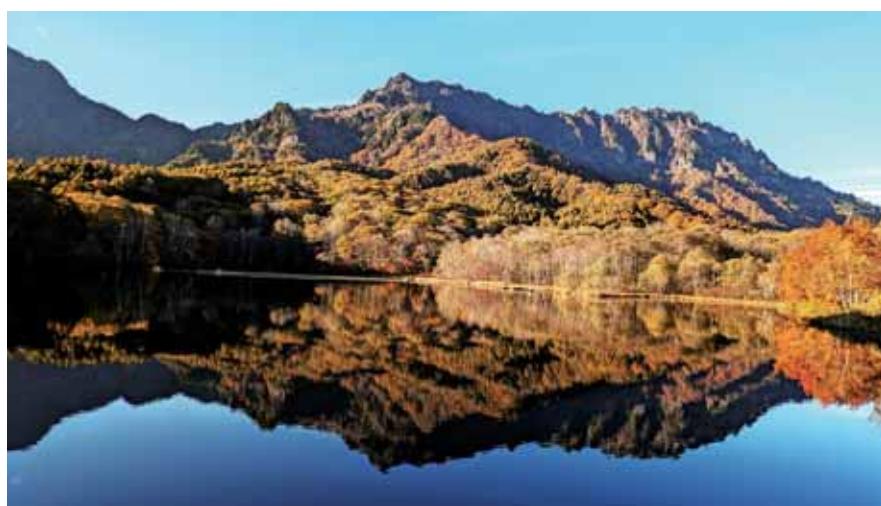
「初夏の風物詩
……農家の庭先にて」

島田支部 鈴木芳雄 会員



「戸田港 早春譜」

伊豆支部 石井康一 会員



「戸隠高原の秋
～戸隠高原鏡池にて」

中遠支部 鎌田俊己 会員



「孤高の峰 利尻富士」
三島支部 野中房代 会員



「白糸の滝」
富士支部 桑田恭輔 会員



「一本杉 月蝕のあとに」
静岡支部 前田芳秀 会員



「水面の上下に咲く花」
西遠支部 春日祥平 会員

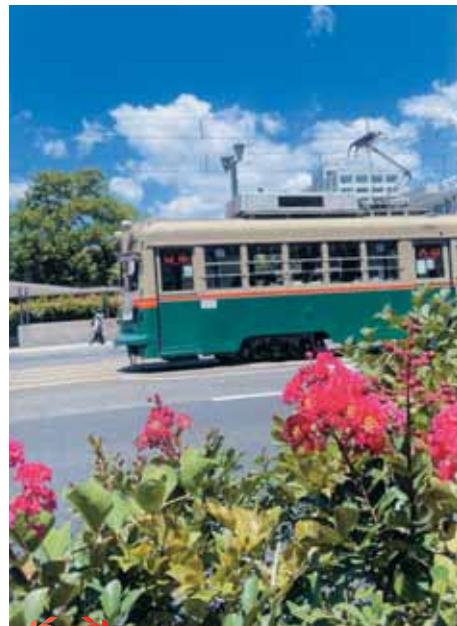


「仕掛け花火『富士山』」
西遠支部 竹内一登 会員



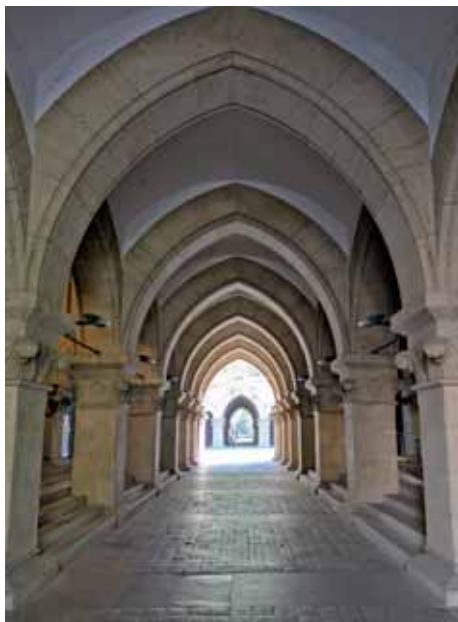
佳作 「宮邸の春」

御殿場支部 三澤五朗 会員



佳作 「夏」

西遠支部 村松正利 会員



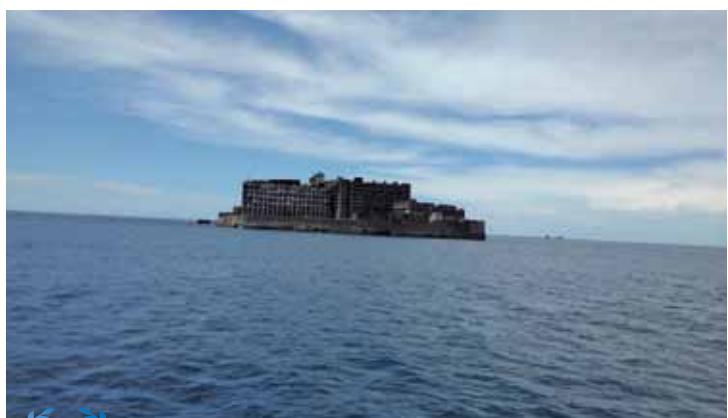
「ここはドコ？（ヒント東京の大学）」

沼津支部 今井敦史 会員



特別賞 「宵山」

富士宮支部 中津川浩淳 会員



特別賞 「軍艦島」

島田支部 五條義人 会員

CONTENTS

年頭のご挨拶	静岡県行政書士会会長	土田 哲	4
	静岡県知事	鈴木 康友	5
	静岡県議会議長	竹内 良訓	6
	日本行政書士会連合会会長	宮本 重則	7
令和7年度行政書士試験実施報告			8
静岡支部が無料相談会を開催しました			10
SBSラジオ『Scoopy』の生中継で行政書士業務のPR			11
SBSテレビ『soleいいね！』で行政書士業務をPR			12
静岡第一テレビ『まるごとPLUS』で行政書士業務をPR			13
私の履歴書			14
「教えて先輩！」			16
仕事に役立つIT活用 第26回「業務データを簡単にバックアップしてみよう」	広報委員会	柴 友理	18
今さら聞けないビジネス用語	広報委員会	川口瑞知子	20
幸せの小箱	広報委員会	伊藤 みほ	21
掲示版			22
会員の動静			23
会議議事内容			27
編集後記			34



題「2023年に登座した槍ヶ岳を雷鳥と望む～蝶ヶ岳にて」

前泊した蝶ヶ岳ヒュッテを早朝早く小屋を後にして、紺碧の空の下、左肩に2023年10月に登座した日本で5番目に高い槍ヶ岳を仰ぎながら蝶槍に向かう途中の出来事でした。まだ、登山歴の中で雷鳥に出会った事が無かったのですが、運良く雷鳥一家に初めてめぐり会う事が出来ました。おまけに槍ヶ岳が収まる良き場所で暫くポーズを取ってくれるサービス精神の高い雷鳥さんでした(笑)。これで上高地を挟み北アルプスで雷鳥と邂逅できました。

僕が登山を始める事が出来たきっかけは、何と言っても静岡県行政書士会西遠支部ハイキング同好会へ入会した事に始まります。山登りを初めは近隣低山から教えて頂

き、気が付いたら北アルプスにいました(笑)。同好会の皆さんには感謝しかありません。2025年現在、AIによる作成画像がもてはやされておりますが、登山で自分の力により安全計画を立て、汗をかき息を切らせ足をつりながらも無事登頂して山頂のリアルな景色を観る事は真実の感動を得るには素敵な経験だと思っております。僕は、どこか行政書士業務に通じる所があると感じており、業務を受任してから山あり谷ありで、諦めたらそこで終わってしまいそうな所へ、ついでに、本経てやうの事を空口根付山に沙りと口々に通じて私が在る所へおりま

山登りの土を付ける事は、自分の行政書士業務の土を付ける事が出来ます。

山登りの力を付ける事は、自分の行政書士業務の力を付ける事だと思っております。この本音は、何事に付ける、一朝一夕行政書士全般の力を付ける事だと思っております。

この度高い評価により、
岡山県行政書士会会長賞を頂き誠に有難う御座いました。

西漢古韻·詩以言·全集



新年のご挨拶

静岡県行政書士会会長 つち だ さとる
土 哲

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

令和8年は、行政書士制度にとって大きな節目の年です。行政書士法改正が認められ、1月1日より施行されました。これにより行政書士は「デジタル時代の行政のパートナー」として、行政と住民をより円滑につなぐ役割を担うこととなりました。2月15日には県内市町のデジタル担当者をお招きして「デジタル社会に機能する行政書士制度確立」研修会を行い、行政書士制度の新たな可能性を広く発信いたします。

改正の主なポイントは4つです。第一に、行政書士の使命が明確化され、行政手続を円滑に進め国民の権利を守る専門家として位置づけられました。第二に、ICTを活用したオンライン申請や電子データのやり取りなど、デジタル社会への対応が強化されました。第三に、特定行政書士の業務範囲が拡大し、不服申立て代理などより多様な場面で住民を支援できるようになりました。第四に、行政書士以外が報酬を得て行政書士法第1条の2及び第1条の3に定める業務を行う場合の業務制限と罰則が明確化されました。

また、本年2月22日には行政書士法制定、そして静岡県行政書士会創立から75周年という大きな節目を迎えます。これを記念し、1月30日には新年賀詞交歓会と記念祝宴を合同開催いたします。75周年を迎え、さらに法改正に至りましたのは、会員一人ひとりが誠実に業務に取り組み、行政書士への信頼と実績を積み重ねてくださった成果であると心より感謝申し上げます。

昨年9月の台風15号による牧之原市及び吉田町が大きな被害を受けた際には、多くの会員が罹災証明書発行支援や窓口支援、無料相談会に尽力くださいました。協力いただいた支部及び会員に改めて御礼申し上げます。行政書士は社会的責任の一環として、災害発生時など有事の際には、より市民と行政のパイプ役として機能することが求められております。迅速かつ的確な支援を届ける体制づくりに今後も尽力してまいります。災害への備えに、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、我々行政書士が地域社会に寄り添い、安心と信頼を届ける専門家であることを自覚し、ますます県民の身近な相談相手として活用いただけるよう、会員の皆様とともに誠心誠意取り組んでまいることをお誓いして、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

静岡県知事 すずき 康友 やすとも

皆さまにおかれましては、新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、9月に発生した台風第15号により、中・西部地域を中心に甚大な被害を受けました。被災された皆さまには衷心よりお見舞い申し上げます。

私は就任以来、「幸福度日本一の静岡県」を目指す姿に掲げ、県民の皆さま一人一人の幸福実感を重視する「ウェルビーイング」の視点を県政運営に取り入れ、さまざまな施策をスピード感を持って推進してまいりました。

県政運営におきましては、時代の変化に対応すべく「LGX（ローカル・ガバメント・トランスフォーメーション）」を進め、組織全体の意思決定にスピード感を持たせ、より質の高い県民サービスを提供できるよう努めています。

また、将来世代に負担を先送りしないよう、財政の健全化にも引き続き取り組み、持続可能な県政運営を実現するとともに、県民の安全安心や、未来に向けた必要な投資はしっかりと確保していきます。

経済面では、新たな成長の芽を育むため、国内外からスタートアップを誘致し、既存企業との連携を促すことで本県の経済を一層活性化させ、飛躍・発展に向けて取組を進めます。

さらに、本県が世界に誇るお茶をはじめとする地域産業の振興にも力を入れるほか、空飛ぶクルマのような先進的な事業についても先頭に立って取り組んでまいります。

リニア中央新幹線につきましては、リニア中央新幹線の整備と大井川の水資源及び南アルプスの自然環境の保全の両立を図るため、引き続き、残された課題の解決に向けて、JR東海との対話を丁寧に進めてまいります。

そして、何よりも忘れてはならないのが防災対策です。特に懸念される南海トラフ地震には、万全の備えが必要となります。我々公共がさまざまな形で支援する「公助」に加え、県民の皆さま一人一人が「自助」「共助」の意識を高め、地域全体で災害に強いまちづくりを進めることも大切です。県民の皆さまが安心して暮らせるよう、全力で取り組みます。

ウェルビーイング指標を用いた県民幸福度調査により、県民の皆さまの幸福実感の現状を把握し、強みはより強く、弱みはしっかりと補強して、より一層幸福実感を高めるための取組を、さらに加速してまいります。県民の皆さまには、引き続き御理解と御支援をお願い申し上げます。

本年2026年は、静岡県が誕生して150年となる節目を迎えます。県民の皆さまが、郷土である静岡県を誇りに想い、笑顔溢れる日々を重ねていけますように、私は次の100年、その先の未来を見据え、県政を力強く、推し進めてまいります。

末筆となりましたが、皆さまにとって新しい年が健やかで実り多きものとなりますよう、心からお祈り申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



新 年 の ご 挨 捭

静岡県議会議長 竹内良訓

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、希望に満ちた輝かしい新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

静岡県行政書士会の皆様には、県民の身近な相談先として、無料相談会や行政手続きに関するサポートなどを通じ、安心して暮らせる社会の実現に御支援いただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げます。

行政書士の業務は、許認可の申請や届出、契約書の作成、各種相談業務をはじめ、国や県の補助金制度の紹介や資金繰り支援など、日々の暮らしや仕事に直結するものまで広範囲に及んでおります。また、近年では、デジタル化の急速な進展、働き方や価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、行政手続きもますます多岐にわたるものとなっております。

このような中、行政書士の皆様におかれましては、県民が取り残されることのないよう、行政手続きの専門家として多方面でお力添えをいただいておりますことに、大変心強く感じるとともに、あらためて感謝を申し上げます。

さて、今年は午年です。午年は、力強くまっすぐ駆ける馬の姿から、「前進」「飛躍」「活気」を象徴し、積極的に新しいことに挑戦するのに良い年とされています。硬直化した状況を打破し、馬のようにしなやかに力強く目標に向かって駆け抜ける、まさに飛躍の一年となることを期待しております。

県議会といたしましても、午年の象徴する前進と飛躍の力を持って、山積する行政課題を乗り越え、活気に溢れる地域づくりを目指してまいりますので、皆様におかれましても、県民と行政をつなぐ架け橋として、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、静岡県行政書士会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝、御多幸を心よりお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

日本行政書士会連合会会長 宮本重則

令和8年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

静岡県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、平素より本会の事業推進に対して、格別の御高配を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から地域住民の皆様並びに自治体の期待に応え、行政書士制度の発展のために御尽力いただいておりますことに対し、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、2月の日本海側を中心とした記録的な大雪、7月のトカラ列島近海地震、8月から10月にかけての豪雨や突風、台風被害など、全国各地で自然災害が相次ぎ、多くの方々が被災され、困難な生活を強いられました。これらの災害に際しては、複数の地域で災害救助法が適用され、被災地域の単位会において罹災証明書の取得支援や無料相談会の開催を始めとした復旧・復興活動が展開されるとともに、本会としても被災単位会をバックアップするための各種支援策を実施しました。被災された方々にとって、行政書士による行政手続の支援が果たす役割は大きく、行政書士が現場で培った経験と信頼は、地域における暮らしの安全と再建を支える力として今後ますます重要になることを実感した次第です。

現在、本会では内閣府との連携協定の下、被災自治体を支援する体制を構築するため、「災害復興支援員」の増員及び養成を推進しています。地域に密着した行政書士ならではの専門性と組織力を生かし、住民や自治体に寄り添った支援活動をより一層充実させてまいりますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、本年1月1日から行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）が施行されました。奇しくも、本年は、行政書士法（昭和26年法律第4号）が昭和26年2月22日に公布されて75周年、三四半世紀という記念すべき節目の年に、この改正法が施行されたことは、誠に喜ばしい限りです。この改正により、行政書士の使命と職責が明確となり、士業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定されました。また、特定行政書士の業務範囲については、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大したことにより、行政書士の前段階関与の有無にかかわらず、行政不服申立ての代理が可能となりました。さらに、業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加わり、その趣旨が明確になったほか、両罰規定が整備され、業務の制限規定に違反した場合、行為者のほか、その法人に対しても罰則が適用されることとなりました。

本会では、今般の法改正を受け、会則や研修制度など必要な見直しを行うとともに、法改正の趣旨を周知徹底して、会員の皆様の業務環境の整備に注力してまいります。会員の皆様におかれましても、改めて行政書士としての使命と職責を認識されるとともに、国民の利便の向上及び業務の改善進歩に努めていただきたいと存じます。

私は常日頃から、全国津々浦々に約5万4千名が遍在する行政書士が、国民の皆様にとって、不安や悩みに直面したときに最初に思い出していただける存在でありたいと願っています。そのためには「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう！」という活動理念の下、皆様と共に強い行政書士制度を創り、地域社会の中で確かな信頼関係を築いていくことが重要です。私たち行政書士は常に時代の要請に応じて進化し、いつの時代においても国民の皆様、事業者の皆様に寄り添う存在となれるよう、今後とも皆様の御支援を賜りながら、行政書士制度の更なる発展に全力を尽くしてまいる所存です。

本年が、災害の少ない穏やかな年となりますとともに、会員の皆様にとって実り多く飛躍の一年となりますことを心より祈念申し上げ、年頭の御挨拶といたします。

– 令和7年度 行政書士試験の実施報告 –

試験実施日 令和7年11月9日(日)

試験会場 日本大学国際関係学部 三島駅北口校舎

令和7年11月9日、本年度の行政書士試験が日本大学国際関係学部 三島駅北口校舎にて実施されました。当日はあいにくの小雨模様となりましたが、静岡会場の申込者総数1,490名に対して1,169名が受験をしました。

これに先立って、令和7年10月31日には監督員および本部員を集めた事前説明会をシズウェルにて開催し、絶対に失敗の許されない試験事務について最後の確認をしました。

この試験事務が一般社団法人行政書士試験研究センターより静岡県行政書士会に委託されるようになって26年です。来年度以降も、引き続き会員の皆様のご協力をお願いします。

なお、合格発表は令和8年1月28日に予定されています。



朝の会



お疲れ様です



お弁当タイム



準備万端



私たちがお迎えします



いよいよ試験！



真剣に確認



後片付け



帰りの会

静岡支部が無料相談会を開催しました

本年度の行政書士広報月間において、10月2日と3日の2日間にわたって静岡支部が無料相談会を開催しました。昨年度に引き続き静岡駅北口地下広場のイベントスペースにて、各日9時00分から16時00分の開催でした。

今年度は静岡市役所保健福祉長寿局 地域支え合い推進部 安心感がある温かい社会推進課様のご協力もいただき、静岡市が力を入れている終活に関する事業の広報を行い、また静岡新聞様にも記事として取り上げていただくなど、行政書士制度と行政書士広報月間のアピールとして非常に効果的なものとなりました。

相談者は初日18名、2日目も18名の合計36名となり、身近な街の法律家として多くの市民の方のお役に立つ2日間とすることことができました。

静岡支部では例年、行政書士広報月間での無料相談会を開催しております。これからも相続や各種許認可申請に悩む方々と官公署とのパイプ役となるべく活動を続けてまいります。



SBSラジオ『Scoopy』の生中継で行政書士業務のPR

10月2日に行われた志太支部無料相談会に合わせ、SBSラジオ「ゴゴボラケ」の1コーナー、街角ステーションの9分間に土田会長、青島志太支部長、酒井広報委員の3名が生出演し、行政書士業務のPRを行いました。

Scoopyのキャスター・ライバー鈴木志音さんからの「自身でサウナを開くにはどのような手続きが必要となるか？飲食店をつくるには？お酒を提供するには？」との質問に土田会長が回答し、行政書士の幅広い業務についてアピールすることのできた中継となりました。

土田会長の「かかりつけ行政書士」にご相談ください！という力強い言葉がラジオをお聴きの皆さん的心に残ったのではないでしょうか。



キャスター・ライバーの方との直前リハーサル



キャスター・ライバー鈴木志音さんの質問に回答する土田会長



生放送終了後、「ゴゴボラケ」のボードを持って記念撮影

SBSテレビ『soleいいね！』で行政書士業務をPR

行政書士広報月間のPRの一環で、10月1日（水）、静岡県行政書士会 土田会長がSBSテレビの情報番組「soleいいね！」に生出演いたしました。

番組では、MCの堀葵衣アナウンサーからのインタビューに答える形で、行政書士が取り扱う業務の一例を分かりやすく紹介しました。

また、毎年10月が全国的な行政書士広報月間であること、県内各地域においても無料相談会が実施されていることについて周知を行いました。

限られた出演時間でしたが、テレビ局の皆さんのご協力により、事前の打ち合わせや原稿確認など入念な準備が行われ、連携して番組づくりにあたってくださいました。

視聴者の皆さんに向けて、有意義なPRの機会となりました。



生出演直前、打ち合わせ中！



スタジオでの様子



静岡第一テレビ『まるごとPLUS』で行政書士業務をPR

10月3日（金）、静岡第一テレビ本社にて、行政書士制度を広くPRするためのテレビ収録が行われました。

当日は、静岡県行政書士会を代表して土田会長が出演し、「まるごとPLUS」内の120秒コーナーに登場しました。撮影は会長の落ち着いた語り口のおかげで大変スムーズに進み、わずか一度の収録で無事に撮り終えることができました。

今回の収録では、行政書士の主な業務内容や、市民の皆様が日常生活の中で行政書士をどのように活用できるのかについて分かりやすく紹介されました。専門的な手続きに不安を抱える方々にとって、行政書士がどれだけ身近で頼れる存在であるかが伝わる内容となりました。

収録された映像は、10月9日（木）11時25分より放送され、多くの視聴者に行政書士の役割を知っていただく貴重な機会となりました。今回の放送を通じて、行政書士の活動が今後さらに地域の皆様に浸透していくことが期待されます。



常任理事紹介 「わたしの履歴書」



静岡県行政書士会 常任理事 塩崎 宏晃

所 属：西遠支部

入会年：平成15年6月20日入会

主な役職

西遠支部副支部長 平成25年度～平成28年度

西遠支部支部長 平成29年度～平成30年度

理事 令和元年度～令和2年度

(IT推進委員会委員長、著作権管理G
キャプテン)

令和3年度～令和6年度

(建設業委員会委員長)

常任理事 令和7年度～現在

(建設業委員会統括部長、法人・知財・
企業支援委員会統括部長)

日韓サッカーワールドカップが開催され、私の地元エコパスタジアムでもリーグ戦が行われていた2002年の行政書士試験は、なんと一問が全員正解という幸運に恵まれ、私も合格をすることができました。それまで7年ほど司法書士、土地家屋調査士、行政書士の総合事務所でお世話っていました。農地土木関係の申請のほか、測量、境界立会、登記の経験は今でもなにかと助けられています。合格を意識してからは流行りの行政書士開業本などを読んで、農地土木以外の行政書士業務がたくさんあることを知り、自分でやってみたい、という気持ちがふつふつと湧いてきて年明けの3月末に退職しました。

当時、浜松市は隣接市町との合併や政令市への移行を控えており、なにかすごく発展していくような気がして、土地勘はありませんでしたが浜松市に事務所を構えることに決めました。物件探しなど色々な準備をして約3か月が経ち、日行連に登録されたのが2003年6月20日。西遠支部事務局で登録の説明を受けたのが7月2日でした。平岡支部長（現；静岡会名誉会長、日行連副会長）から「はい。今日から仕事していいですよ。」と送り出されたものの、自分の事務所に戻っ

ても電話は鳴らないし、訪問者もいません。6畳一間のシーンとした事務所で行政書士人生の静かなスタートでした。

それから暫くは友人、知人、実家のつてなどを頼りに挨拶をして廻りました。私にとっての最初の仕事、事件簿第1号は自動車の抹消登録でした。クルマの車検などお世話になっているモータースさんからのご祝儀でした。自分の名前が入った職印を押した書類が世の中に出るというだけで緊張しました。第2号は建設業の変更届でした。実家がお付き合いのある電気工事店さんのご依頼でした。建設業は毎年同じ時期にお客様とお会いするので定点観測のようになります。20年以上もお付き合いが続くと、外見もだいぶ変わるし、人生色々あるな～と思われます。第3号はちょうど友人が家を新築するということで農地転用の依頼をもらいました。

そんな風にして身近な方からお仕事を頂きましたが都合の良いことはそうは続きません。またシーンとした事務所にいる時間が長くなりました。暇を持て余してマンガ喫茶へ行き「カバチタレ」を読んで、自分が登場人物になった妄想をしたりしていました。夜は親戚の会計事務所へ向かいアルバイトをさせてもらいました。昔気質の方で、手書きで複式簿記の伝票を書く作業をしていました。簿記はまったくの素人ですが、伝票を書くことで貸方借方の基本的な感覚がなんとなく身についたことが、その後、建設業の業務が増えていくうえで非常に役立ちました。

ある時、名刺交換をした司法書士さんから電話がありました。一緒にいる土地家屋調査士が亡くなった先代から仕事を引き継いだものの、毎日、徹夜をしても仕事が廻っていないというピンチの状況でした。行政書士もあてがないということで農地転用などの手続きが滞っていました。目が血走っている調査士さんを前に、私はとにかく、この人を助けよう、という気持ちになってその日から一緒に溜まった仕事をこなす日々になりました。

気が付いたら毎日やることがいっぱいになっていました。やっているうちに、自分は直接お客様から仕事をもらえなくとも、お客様がいて、仕事があって、それでも困っている士業の人たちから仕事を紹介してもらえばいいのではないか、という気持ちになりました。ふらふらしていたのが立ち位置が見つかって落ち着いた感じです。私のイメージとしてはイソギンチャクの周りを泳ぎ回っているクマノミです。自分がクマノミになってからは少しづつ歯車がかみ合っていったように思います。

というわけで特にドラマチックな経験もないですが、行政書士をやっていてのちょっとした失敗やヒヤリハットでしたらそれなりに経験しました。興味がありましたら気軽に声をかけてください。私の失敗談を肴に一杯やりましょう。よろしくお願ひいたします。



静岡県行政書士会 常任理事 中山 岳夫

所 属：静岡支部

入会年：平成19年8月1日入会

主な役職：

理事 事 平成27年度～平成28年度

（信託業務開発PTチーフ）

平成29年度～平成30年度

（法務委員会委員長、選挙管理委員会委員長）

令和元年度～令和6年度

（法務委員会委員長、選挙管理Gキャブテン）

常任理事 令和7年度～現在

（法務委員会統括部長、ADR運営管理G統括部長、選挙管理G統括部長、コンプライアンス委員会委員長）

大学卒業後、法律事務所で事務職員として働きながら、20年に亘って司法試験（旧試験）を受験していました。流石に40歳近くになり、自らの限界を感じ今後の人生を考え、行政書士と他の資格で独立開業することを決意したのが平成14～15年頃で、迷いや不安を抱えながら決心がつかず、漸く平成19年（2007）に登録することになりました。

行政書士試験に合格したのは昭和58年（1983）、私が大学一回生のとき、即ち行政書士試験が認可試験から国家試験に移行した年です。ベテランの先生方ならご存じのように、私も作文組として合格していました。国家資格だから、持っているだけでも何かの役に立つ日が来るかもしれないと言われ、意味も分からず受験したものです。思い返してみれば、初めてバイト代を貰ったのは、行政書士試験の合格体験談の執筆だった

ことは、何とも不思議な縁です。

私が大学を卒業した当時は、現在とは大きく違い、就職時の実質的な年齢制限等あり、また、自分の性格上、民間企業ではまともに勤まらないことは重々認識していたので、サラリーマンの子供が、一念発起して全く見知らぬ世界に飛び込んだわけです。世の中にはバブルの始まりの頃で、今と違う道を歩んでいたら、今頃どうなっていただろうかと想像だにすることはできません。

法律事務所勤務時代は、今振り返ってみても、授業料を払ってでも経験できない貴重な時間だったと、勤務先の先生や多くの皆さんに改めて感謝する昨今です。法律文書の論理構成や展開、理論的整合性の検証等、講学上の議論とは異なるより実践的な文書の作成等、多くのことを吸収させていただいたと感謝に堪えません。勤務先の先生がよく言っていた、「読んでいて、引っかかるような文書では、日々大量の文書を読んでいる裁判官には読んでもらえない。流れるような文書は、必ず頭に残る。」という教えです。無駄なく要点を的確に把握・表現すると同時に、十分に説得的な理由を提示できる文書を作成することが、今日の私の業務に係る基本的視座です。

行政書士の業務範囲は非常に広く、満遍なく業務実態を詳細に把握できる人は少ないとから、多くの先輩や同僚、後輩等と交説を深め、時には指導を仰ぎ、時には自らが知識を提供し、より広い視野を持つことで、専門家として、より深い知識・理解を涵養することができると思います。

開業4年目の平成23年（2011）1月号の「行政書士しづおか」に「開業奮闘記」の執筆依頼を受け、「パラダイムシフトの射程」という題目で拙筆ながら一文を書かせていただきました。当時の拙稿で、「…許認可事務の簡素化、インターネットによる専門知識の共有化等…」という文言を見るに、それほど頓珍漢な認識を抱いていたとは思えません。そうであれば、これからの方々は、より専門知識を深化させると共に、急速に進展するデジタル化に十分に対応し、広くアンテナを張り巡らせ、国民のニーズを敏感に感じ取り、負託に十分に応え得る専門家であらねばならないと自戒の念を抱くところです。

以上

教えて先輩！

「教えて先輩！」

会員からの業務に関する質問や疑問に、ベテランの行政書士がズバリお答えします!!

Q

建設業を営む会社から「決算変更届をお願いしたい」と依頼されました。これは何のことですか？行政書士としてどう対応すればよいでしょうか？

A

決算変更届とは

法人・個人を問わず、建設業許可を受けた事業者は、事業年度ごとに会社の状況（財務状況、工事実績など）を許可行政庁に報告するために事業年度終了の届出をする必要があります（建設業法第11条第2項）。許可業者はこのほかにも、経営業務の管理責任者や営業所技術者に変更があったり、商号や法人役員の変更、営業所の移転などがあった場合にも所定の期間内に変更の届出をする必要がありますが、これらと区別する意味で一般には「決算変更届」と呼ばれます。

各種許認可手続きや、権利義務の書類作成など、単発の業務が多い行政書士にとって、毎年必ず業務が発生するという意味において、経営を安定させるために取り組んでおきたい業務です。

なぜ、毎年届ける必要があるの？

建設業許可は、国土交通大臣や都道府県知事といった許可行政庁が、許可を出している事業者の経営状況を把握するために、申請書に財務状況や工事実績に関する情報を求めています。そしてこれらの情報は一部を除いて一般に公開されるため、発注者や第三者が、許可事業者の経営状況や工事実績などを確認することができます。こうした内容は当然に毎年変動するため、決算期経過後4か月以内に管轄の土木事務所へ提出しなければなりません。毎年提出をしないと、行政指導や罰則の対象となる可能性があり、許可事業者が許可を維持し会社の信用を保つために欠かせない重要な手

続きです。

また、公共工事を受注する際に必要な「経営事項審査」を受けるためにも決算変更届が必須となりますし、建設業許可の更新申請時には過去5年分の決算変更届がすべて提出されているか確認され、提出が滞っていると申請を受け付けてもらえず、許可が失効する可能性があります。

行政書士としての対応

はじめて関わる事業者で、すでに許可を取得されているのであれば、まずはその実態を把握するために許可申請書の控え書類と、前年度の決算変更届の控えがあればそれも預かります。そして直近年度の決算に関する資料も預かり、工事経歴等についての聴き取りを行います。このように途中から行政書士に依頼をしてくるケースは珍しいかもしれません。以前に行政書士が関わっていて何らかのトラブルがあった可能性もあるため、経緯を確認しておいた方がよいでしょう。

書類のダウンロードについては静岡県ホームページ「建設業のひろば」より、作成方法や記載例については「建設業許可の手引」Chapter 3などをご参照ください。

なお、先述のような提出期限があるため、関わった事業者に対しては遅滞がないよう、次年度以降もこちらからアンケートしてあげることが、行政書士としては求められます。こちら側もそのタイミングを逃さないよう、その管理も必要となってきます。

Q

産業廃棄物収集運搬業の許可を申請する上で、留意する点を教えてください。

A

収集運搬業の許可を取得するにあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、複数の要件を厳格に満たす必要があります。また委託契約書の締結や、産業廃棄物管理票の運用など排出事業者の責任において法令を遵守する項目があります。詳細については以下の通りです。

1. 許可の取得について（法第2条、第7条、第14条）

「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の違いを理解し適切な許可を取得します。法律の文言ではまず産業廃棄物を定め、それ以外を一般廃棄物と定義しています。「産業廃棄物」か「一般廃棄物」で、それぞれ申請先が異なります。

産業廃棄物の申請先は管轄の都道府県知事、一般廃棄物は管轄の市町村長となります。

管轄は積込み先のある都道府県と、積降ろし先のある都道府県でそれぞれ許可を取得しなければなりません。通過だけの都道府県では許可の取得は不要となります。

2. 法令遵守

産業廃棄物の排出事業者の責任において産業廃棄物管理表の交付、委託業者の選定や、廃棄物の保管の方法など法令を遵守する項目があります。

産業廃棄物管理票の交付（法第12条の3）

産業廃棄物を生ずる事業者は…産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物を受託したものに対し、…産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した…管理票を交付しなければならない。

委託基準（政令第6の2条、省令第8条の4の3）

- ・許可を取得している業者へ委託すること。
- ・許可の事業の範囲内で委託すること。
- ・委託契約は書面により行い、産業廃棄物の種類、数量などの記載の他、省令で定める書面を添付すること。
- ・契約書の契約終了日から5年間保存すること。

保管基準（省令第8条）

- ・周囲に囲いが設けられていること。
- ・見やすい箇所に、要件を備えた掲示板が設けられていること。

・保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないように措置を講ずること。

3. 講習会の受講（省令第10条の5第1項第1号ロ）

申請者の能力に係る基準として「産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び能力を有すること」とあり客観的に証明する方法として、「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター」が実施する講習会を受講し、修了証を取得することが必要です。

講習会は開催日程が限られていますので、受講地等計画的に受講をする必要があります。

4. 経済的要件（省令第10条の5第1項第1号ロ、都道府県ごとの審査ガイドライン等）

申請者が事業を継続的かつ安定的に行うために経理的な基礎を有していることが求められます。直近3年間の確定申告書や貸借対照表、損益計算書などで、経営状況を証明する必要があります。債務超過の場合には中小企業診断士等による経営診断書などの追加資料が必要になります。

5. 欠格要件（法第14条5項）

申請者、役員政令の定める使用人等が、心身の故障により業務を適切に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者など、法で定められた欠格要件に該当しないことが絶対条件です。確認しにくい部分ではありますが、許可が取得できないことに繋がりますのであらかじめ確認しておくことが大切です。

まとめ

許可取得にはこれらの要件をすべて満たし、かつ膨大な添付書類を準備する必要があります。また申請から許可までは通常2か月から3か月程度の審査期間を有するため、余裕をもったスケジュール管理が極めて重要です。また、提出先によってローカルルールが存在し、初めての申請では補正が出やすく、専門家として力を発揮しやすい分野です。

※法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律

政令…廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令

省令…廃棄物処理及び清掃に関する規法律施行規則

仕事に役立つIT活用

第26回 「業務データを簡単にバックアップしてみよう」

広報委員会 柴 友理

パソコンのデータはバックアップしていますか？

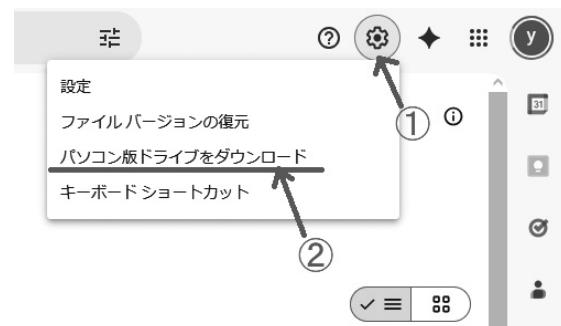
10年くらい前、まだ行政書士の業務を始める前に私のパソコンはある日突然起動しなくなりました。電源ボタンを押してもうんともすんとも言わず、全く使えない状態に…修理してもらおうとお店に持ち込みましたが、マザーボードが壊れているとかなんとかでデータの復旧はできないとの診断でした。結局データはあきらめて、新しいパソコンを購入しました。この時は、パソコンはプライベートでしか使っていなかったので、なくなつて困るデータなどはなかった（子供の写真がたくさん入っていましたがUSBにも保存していたため難をのがれました）のですが、今業務データがたくさん入っているパソコンが同じことになつたらと思うと、考えたくもありません。

そこで今回は、日々増えていく業務データを簡単にバックアップすることができるようになる『パソコン版Google ドライブ』の活用方法をご紹介します！

これはバックアップデータをクラウドに保存する方法で、作成中のデータがパソコンだけでなく、インターネットにも保存されることになります。つまり、常に最新データをバックアップしておくことができるようになり、ありがちなバックアップ忘れを防ぐことができるのです！

『パソコン版Google ドライブ』をパソコンにインストールする

Googleの公式ページから"GoogleDriveSetup.exe"をダウンロードまたはGoogleにログインしてGoogle ドライブの右上にある①歯車マークをクリックし、② パソコン版ドライブをダウンロード を選択



←のページ（Google Workspace）に移動するので、下の方にスクロールし、『パソコンとドライブの同期』の欄のパソコン版ドライブをダウンロードをクリックして"GoogleDriveSetup.exe"をダウンロード

パソコンに『パソコン版Google ドライブ』をインストールする

『パソコン版Google ドライブ』を使ってみよう

※ここではパソコン版Google ドライブで、パソコン上のローカルフォルダをGoogle ドライブに同期させる方法を紹介します

パソコン版Google ドライブがインストールされると、スタートメニューの中にGoogle Driveが入っています



Google Drive をクリックして立ち上げます



画面右上の歯車マーク→「設定」とクリックすると設定画面が開きます



①ノートパソコンを選択し、②の『フォルダを追加』ボタンを押すとパソコン上のファイルやフォルダが選べるので、バックアップをしておきたいファイルを選択します

すると、③の欄に同期（バックアップ）されたファイル（この場合は『行政書士』フォルダ）が表示されます



Google ドライブに同期されたフォルダ（ファイル）には、左下のレ点マークがつきます
このフォルダは今まで通り普通に使用できます
この中に新しいファイルを追加したり削除したりしても、デスクトップ上の Google ドライブを開けば自動で同期され、常に最新の状態でバックアップされていることになります

最後に

同期（バックアップ）されたファイルは、Web上の Google ドライブを開き

左メニュー

パソコン → ノートパソコン

を選択すると左に一覧が表示されます

新しいパソコンに買い替えた時などコチラからデータをダウンロードすれば、データ移行が簡単に行えます



2026年最新版。今さら聞けないビジネス用語

広報委員会 川口 瑞知子

ビジネス用語は日々新しいものが生まれています。

意味が分からなくて会話が通じなかったり、使ってはいるものの実ははっきりと理解していなかったり、という人もいるのではないでしょうか？

そこで、本記事では今さら人に聞きにくいビジネス用語をまとめてご紹介。

ビジネスの現場で飛び交う用語の意味をビシッと押さえておきましょう。

「リスクマネジメント」

今回はほとんどの方が聞いたことのある用語「リスクマネジメント」を取り上げます。

「リスク」「マネジメント」という二つで構成された、シンプルな用語であるため、意味はなんとなく想像できると思いますが、今回は、ちょっとだけ踏み込んで解説します。

●ビジネス上のリスクとは

リスクとは、直訳すると「脅威」です。まだ発生していないものの、実際に起これば事業運営に支障となる可能性がある事象を指します。

●基本のリスクマネジメント「回避・低減・移転・受容（リスク管理の4T）」

これら四つの方向性でリスクを管理することが、リスクマネジメントの基本といえます。

事例研究「冷蔵庫に入れた、とっておき高級プリンの行方」



リスク管理の4T

◆低減（Treat）：リスクが生じる可能性を下げる、被害を小さくする

リスクの発生確率や影響度を低減させる方法です。

【具体例】名前を書いたメモを貼る、家族に周知する、といった対策を講じ、お父さんにうっかり食べられてしまうリスクを減らす。

◆受容（Tolerate）：限定的なリスクについて、リスク管理にかかるコスト等を勘案し、発生の可能性を理解したうえで許容する

「誰かに食べられる可能性はゼロではない」と受け入れる方法です。

【具体例】万が一食べられても落ち込まないという姿勢です。

◆回避（Terminate）：リスクのある行動そのものをやめる

プリンが食べられるというリスクを抱えた状況そのものを止める方法です。

【具体例】家の冷蔵庫に入れない、事務所で一人でこっそり食べて帰るなど。

◆転嫁（Transfer）：リスクを他者や他の仕組みに変わってもらう

保険をかけるなどで、リスクを転嫁する方法です。

【具体例】家族が「人のものを食べたら買って返す」という家訓を事前に決めておく。

こうした対策を講じる前段階として、想定したリスクがどこに分類されるかを評価する必要があります。この評価のことを、リスクアセスメントと言ったりします。（なお、発生してしまった事象への対応は「クライシスマネジメント」と呼ばれ、リスクマネジメントとは区別されます。）

●リスクの洗い出し→リスクの評価（リスクアセスメント）→定期的に見直し・PDCAを回す

基本的に、リスクというものはゼロにはならないため、日ごろから想定したリスクをアセスメントし、適切な策を講じてマネジメントを行うことが必要です。

幸せの小箱 ~Felice Coffret~

広報委員会 伊藤 みほ



広報委員おすすめの本やDVD、業務に役立つグッズ等をご紹介します。

コーヒーブレイクのお供に。忙しかった一日の締めくくりに。

皆様に幸せをお届けする小箱をそっと開いてみてください。

西遠支部の伊藤みほと申します。忙しい毎日を送られる先生方、日々の楽しみは何でしょうか？ 旅行、スポーツ、ゲーム…？ いろいろありますが、私の楽しみは大きな画面で映画やドラマを見ることです。

実は私の家にはホームシアターがあります！ といっても、リビングに安いプロジェクターを置き、突っ張り棒でスクリーンを取り付けただけの簡単な物ですが、これが意外といい感じなのです。

●プロジェクター

口コミを読みまくり、お財布と相談して購入を決めたのが「YABER K2s」です。解像度は1080p（フルHD）なので4Kのようなくっきり美麗！ というわけにはいきませんが、そこまでこだわりはないので、必要十分です。昼間でも、遮光カーテンを閉めれば、まあ見れるかなという感じです。

一番気に入ったのが、JBLのスピーカーを搭載していること！ オーディオ好きなら知らない人はいないというJBLですが、これがなかなか良いのです。ソファのすぐ後ろに設置しているせいもあるかもしれません、低音もけっこう迫力があって、ちょっとした映画館気分を味わえます。これはうれしい誤算でした。



●スクリーン

1LDKのマンション住まいなので、スクリーンをどこに置くか悩みました。そんなときに見つけたのが、突っ張り棒とロールスクリーンが一体化した製品です。突っ張り棒の幅とロールスクリーンの高さは1mm単位でオーダーができ、つっぱり式なので壁に穴をあける必要がありません。ロールスクリーンなので、使わないときは巻き上げておけば邪魔にもなりません。

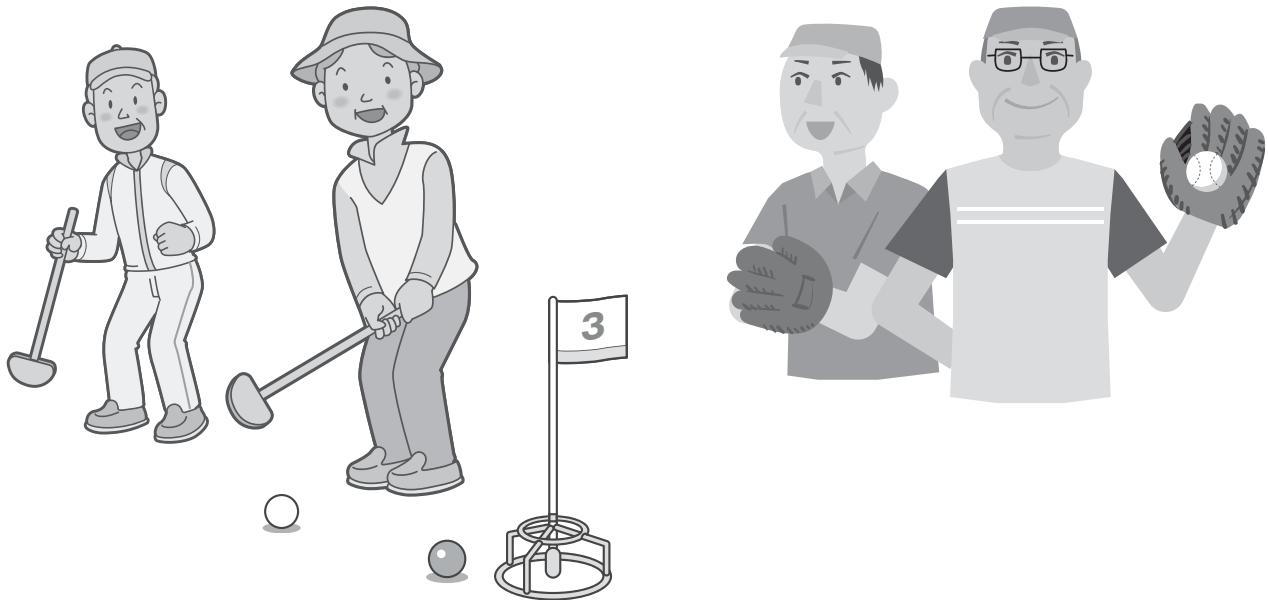
これをリビングと寝室の境に取り付けて、簡易ホームシアターの完成です！ 値段もお手頃で、プロジェクターとロールスクリーンを合わせた費用は6万円ほどでした。



映画を見るに全振りして購入を決めたハイバックのソファに座って、おやつを食べながら映画を見る、これが私の至福の時間です。今は、世界興行収入1000億円を突破した『劇場版「鬼滅の刃」無限城編』が早く配信されないかな～と心待ちにしています。

掲示板

令和7年度の親睦大会は中止となりました。
次回、令和8年度は11月末開催を予定しております（担当：島田支部）。



Bulletin board

会員の動静 新入会員

あまのとしき
天野俊基

三島支部

令和7年8月1日
トシ国際行政書士事務所
三島市寿町4-25
中井ビル3階A号室
〒 411-0039
TEL 080-3522-7277
FAX 055-946-6167

〈コメント〉

東京都行政書士会から改めての登録です。専門性を磨き地域貢献したい。

おおしまちかこ
大島千賀子

伊豆支部

令和7年8月1日
行政書士大島千賀子事務所
伊豆市熊坂599番地

〒 410-2411
TEL 0558-72-1419

〈コメント〉

司法書士事務所での補助者経験があります。よろしくお願いします。

しまだくみこ
島田久美子

静岡支部

令和7年8月1日
ホワイトコスモス行政書士事務所
静岡市駿河区池田2272-1
メゾン聖ヶ丘808号
〒 422-8005
TEL 054-208-1234
FAX 054-208-1234

〈コメント〉

東大卒、博士号持ちのロートル新人。勉強しか能がないので、一生勉強します。企業研修したいです。

ふかさわのぶお
深澤信雄

富士支部

令和7年8月1日
深澤行政書士事務所
富士市伝法3124番地の10

〒 417-0061
TEL 0545-78-4241
FAX 0545-78-4241

〈コメント〉

地域社会に貢献できるよう業務に取り組みます。ご指導の程よろしくお願ひいたします。

はやみかずとし
速水和敏

静岡支部

令和7年8月1日
ひかり行政書士事務所
静岡市葵区羽鳥5-21-70

〒 421-1215
TEL 054-397-7836
FAX 054-397-7836

〈コメント〉

未経験でございますので、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようにお願い申し上げます。

なかやまはるよ
中山陽代

伊豆支部

令和7年8月1日
行政書士中山陽代事務所
熱海市中央町1番34号 2階

〒 413-0015
TEL 090-5629-8883

〈コメント〉

先輩行政書士の方々の積み上げてこられた信頼を損なわないよう仕事に精進したいと思います。



せ 古 美 樹

清水支部

令和7年8月1日
行政書士世古事務所
静岡市清水区木の下町78番地
の3
〒 424-0846
TEL 054-330-1850
FAX 054-330-1850

〈コメント〉

信頼していただける行政書士を目指して精一杯努力
していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。



芹 澤 勝 德

御殿場支部

令和7年8月1日
芹澤勝徳行政書士事務所
御殿場市茱萸沢1351番地の2

〒 412-0041
TEL 0550-83-7712
FAX 0550-84-7713

〈コメント〉

行政と地域の皆様との橋渡しとして、しっかり取り
組んでまいります。



森 弘太郎

西遠支部

令和7年9月1日
クレイドル行政書士事務所
浜松市中央区野口町147番地
〒 430-0919
TEL 053-424-9966
FAX 053-424-9967



井 谷 紀 之

中遠支部

令和7年9月1日
いたとし行政書士事務所
袋井市豊沢2608

〒 437-0032
TEL 0538-42-3623
FAX 0538-42-3623



鈴 木 好 美

西遠支部

令和7年9月15日
ぼうた行政書士事務所
浜松市浜名区内野1280番地

〒 434-0044
TEL 053-589-5677
FAX 053-589-5677

〈コメント〉

人と人との絆を紡ぎ、想いを大切に安穩を届ける行
政書士をめざします。



かつ 勝 又 健太郎

静岡支部

令和7年9月15日
あいわ行政書士法人 静岡事務所
静岡市駿河区下島192番地の2

〒 422-8037
TEL 054-270-9001
FAX 054-270-6708

〈コメント〉

相続や遺言を中心に活動していきたいと思います。
趣味は愛犬の散歩です。宜しくお願ひします。

はつ とり なお と
服 部 直 人

清水支部
令和7年10月2日
服部行政書士事務所
静岡市清水区港町一丁目6番
4号
〒 424-0943
TEL 090-4218-2023

〈コメント〉

静岡県海事センターで海事行政を中心に業務を行っております。宜しくお願ひいたします。

こ まつ とおる
小 松 徹

伊豆支部
令和7年10月2日
行政書士小松徹事務所
熱海市伊豆山787番地の1

〒 413-0002
TEL 0557-80-0605
FAX 0557-80-0605

〈コメント〉

行政書士として働くことになりました。伊豆支部の小松です。皆様これからよろしくお願ひします。

なか だ さ き
中 田 沙 希

中遠支部
令和7年10月2日
行政書士みつけリーガルオフィス
磐田市見付2599番地1
〒 438-0086
TEL 0538-31-5225

まき た よし なり
蒔 田 義 成

志太支部
令和7年10月2日
アクシスサポート行政書士事務所
藤枝市水守1丁目13番地19

〒 426-0005
TEL 090-1758-6249
FAX 054-644-5660

〈コメント〉

建設・宅建・マーケティングの経験をいかし、地域の皆様に貢献して参ります。

わた なべ けい こ
渡 邊 啓 子

富士宮支部
令和7年11月1日
行政書士渡邊啓子法務事務所
富士宮市小泉2482番地の3
〒 418-0022
TEL 0544-21-3141
FAX 0544-21-3142

〈コメント〉

ご指導ご鞭撻を賜りながら、責任ある行政書士として精進いたします。

やま ぐち けい こ
山 口 鶴 子

中遠支部
令和7年11月15日
行政書士てんゆう事務所
袋井市豊沢1381番地の1

〒 437-0032
TEL 0538-82-0755

いけ だ あき よし
池 田 明 良

清水支部

令和7年11月15日
行政書士池田明良事務所
静岡市清水区相生町6番17号
静岡市清水産業・情報プラザ604号
〒 424-0821
TEL 070-8474-3039

〈コメント〉

旧清水市出身です。補助者経験を糧に精進します。
よろしくお願いします。

廃業

氏名又は名称	支 部	事 務 所	廃業年月日
櫻井良一	静岡	静岡市葵区千代田6丁目2番18号	R 7.8.22
五味正之	富士宮	富士宮市万野原新田3151	R 7.8.31
長澤昌行	中遠	磐田市福田614番地2	R 7.9.10
内藤尚美	西遠	湖西市古見865番地の5	R 7.9.22
石神伊佐男	島田	島田市道悦1丁目12番14号	R 7.9.25
鈴木敬次	西遠	浜松市中央区下石田町1796番地	R 7.9.30
足立吉松	沼津	沼津市御幸町24番30号	R 7.9.30
關野泰隆	三島	三島市西本町7-22	R 7.9.30
森美城	富士	富士市富士見台7丁目12-10	R 7.9.30
吉田昌博	志太	焼津市吉永511番地の1	R 7.9.30
影山都男	富士	富士市本町16番17号	R 7.9.30
高木正美	西遠	浜松市中央区安松町43番地の3	R 7.9.30
加藤秀明	掛川	掛川市西大渕815番地	R 7.9.30
吉岡愛	西遠	浜松市中央区豊西町997番地の2	R 7.9.30
永山克巳	静岡	静岡市葵区足久保口組24番地の11	R 7.9.30
長野寿一	西遠	浜松市中区北寺島町205番地5 浜松アクタス501号室	R 7.10.29

訃報 謹んでご冥福をお祈りいたします。

氏 名	支 部	事 務 所	廃業年月日
相磯政廣	沼津	沼津市下香貫浜田2981-2	R 7.8.27
岩崎研一	静岡	静岡市葵区瀬名五丁目22番15号 アビリティハウス205号	R 7.10.13
平本良一	西遠	浜松市中央区中央二丁目5番7号	R 7.10.22
岩崎利明	志太	焼津市中島809番地の2	R 7.10.25
一ノ宮高治	清水	静岡市清水区押切782-4	R 7.11.5
大原光浩	静岡	静岡市葵区上足洗二丁目4番45-7号	R 7.11.5

会員数	1,536名
令和7年11月30日 現在	39法人

会議議事内容

令和7年度 第8回 常任理事会

開会日：令和7年7月31日(木)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和7年7月2日～7月30日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 日程調整について
 - 9月3日 9月常任理事会：9月3日（水）
 - イ コスモスしづおかとの意見交換会について
 - 9月3日 常任理事会とコスモスしづおかとの意見交換会、
 - 9月16日 コスモスしづおか総会
 - ウ 行政書士制度広報月間の販促物について
 - 令和7年度作成の販促物、月間中のテレビ、ラジオによるPR活動を報告
 - エ 事務業務分担の変更及び夏季休暇について
 - 担当変更、輪番による夏季休暇取得を報告
- ③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 紹介案件について
 - 現況を報告、対応を協議
 - イ 令和7年度第1回新入会員特別研修会について
 - 質問等への対応を協議
 - ウ 藤枝市とのマイナンバーカード発行等支援事業について
 - 申し入れ内容に対する対応を協議
 - エ 2月16日「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」講習会について
 - 実施概要、運営方法を協議
 - オ 令和7年度行政書士試験について
 - 日程 7月31日 会場視察
 - 10月23日 常任説明会
 - (シズウェル102会議室)
 - 10月31日 事前説明会
 - (シズウェル703会議室)
 - Gの協議に必要な人員のオブザーバー参加を了承

カ 空き家事業に行政書士が行える事業について

行政書士が専門的に関与できる内容等を確認

キ ネットバンキングの移行及び振込手数料の負担について

振込手数料等の負担が少ない方法を検討

ク 9月12日令和7年度第3回理事会議題の検討について

もくせい会館「富士ホール」

13時～13時30分 受付

13時30分～14時30分

暴力団等排除対策協議会総会

14時40分～17時 理事会・幹事会

報告事項

会務報告

委員会・グループ進捗状況報告（4～8月）

安否確認訓練の結果について

不当要求防止責任者講習会について

日行連報告

協議事項

令和7年度行政書士試験の実施について

令和7年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について

令和7年度行政書士制度広報月間について

75周年記念事業について

予算執行状況報告

その他の事項

その他（理事会構成員による自由討議）

ケ 9月26日令和7年度第2回支部長協議会議題の検討について

もくせい会館「第1会議室」

13時30分～14時

受付、正副議長との打ち合わせ

14時～17時 支部長協議会、分会長会議

報告事項

安否確認訓練の結果について

不当要求防止責任者講習会について

日行連報告

協議事項

本会からの提案要望事項

- 令和7年度行政書士試験について
- 令和7年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
- 令和7年度行政書士制度広報月間について
- 75周年記念事業について
- 支部からの提案要望事項
- その他の事項
- 支部長協議会との自由討議

(3) 議案の審議

- ア コピー機の導入について
全会一致で理事会への上程を決定

(4) 予算執行状況報告

- 会費納入状況報告
- 繰越差額の推移

(5) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和7年度 第9回 常任理事会

開会日：令和7年9月3日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和7年8月1日～9月2日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 安否確認訓練結果、自然災害緊急連絡網等について
安否確認結果、緊急連絡網の報告
12月3日 本会災害訓練（AED訓練）
 - イ 一般倫理研修の未受講者に対する会場研修の実施について
未受講者への対応等を報告
 - ウ コスモスしづおか監事の人選について
監事の人選を報告
- ③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 紹介案件について
現況を報告
 - イ 行政書士試験の実施について
本部員等募集の結果、試験受験者数を報告、運営への協力依頼

- ウ 行政書士制度広報月間について
広報活動の各日程、監察活動の概要等を検討
- エ ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
担当支部との確認内容等を説明、今後のスケジュール等を確認
- エ 慶弔規程に基づく功労金について
規程に基づく支給額を決定
- オ 理事の辞任及び各担当について
8月31日付理事の退任に伴う担当部門の対応を検討
- カ 日行連関東地方協議会について
会長会テーマ、日行連への要望、国際業務連絡会設置規程改正への対応を検討
- キ 11月29日くらしの無料合同相談会相談員について
相談員2名を決定
- ク 75周年記念事業について
周年記念事業の内容を検討
- ケ 9月12日令和7年度第3回理事会議題の検討について
もくせい会館「富士ホール」
13時～13時30分 受付
13時30分～14時30分
暴力団等排除対策協議会総会
14時40分～17時 理事会・幹事会
- 報告事項
会務報告
委員会・グループ進捗状況報告（4～8月）
安否確認訓練結果、自然災害緊急連絡網等について
不当要求防止責任者講習会について
一般倫理研修未受講者に対する会場研修の実施について
理事の辞任について
日行連報告
- 協議事項
行政書士試験の実施について
行政書士制度広報月間について
ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
75周年記念事業について

議案の審議

会則施行規則の一部改正について

予算執行状況報告

その他の事項

その他（理事会構成員による自由討議）

コ 9月26日令和7年度第2回支部長協議会議題の検討について

もくせい会館「第1会議室」

13時30分～14時

受付、正副議長との打ち合わせ

14時～17時 支部長協議会、分会長会議

報告事項

安否確認訓練結果、自然災害緊急連絡網等についてについて

不当要求防止責任者講習会について

一般倫理研修未受講者に対する会場研修の実施について

日行連報告

協議事項

本会からの提案要望事項

行政書士試験について

行政書士制度広報月間について

ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について

75周年記念事業について

支部からの提案要望事項

その他の事項

支部長協議会との自由討議

(3) 議案の審議

ア 会則施行規則の一部改正について

全会一致で理事会への上程を決定

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

繰越差額の推移

(5) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和7年度 第10回 常任理事会

開会日：令和7年9月12日(金)

1. 議事

(1) 協議事項

ア 台風15号の被害に対する支援活動について
台風被害に対する支援活動の状況報告、本会の支援活動の方向性を確認

令和7年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会の実施を検討

(2) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和7年度 第11回 常任理事会

開会日：令和7年10月1日(水)

1. 議事

(1) 報告

① 会務報告（令和7年9月3日～9月30日）

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 台風15号の被害に対する支援について
支援実績及び今後の予定を報告

イ 一般倫理研修未受講者のうち所在不明会員への対応について

所在不明会員への今後の所在確認対応を説明

ウ 日行連関東地方協議会会長会について
協議結果の報告エ くらしの無料合同相談会の開催について
チラシ報告、周知依頼

(3) 日行連報告

(2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 綱紀案件について

現況を報告

イ 行政書士試験の実施について
日程等を説明、協力を依頼ウ 75周年記念事業について
記念祝賀会の運営方法等を検討エ 遺贈寄付についての連携要請について
県からの申し入れ内容への対応を協議

- オ 非行政書士による行政書士法違反広告について
 - タ ブロイド紙掲載の違反広告について対応を協議
- カ 特定技能外国人受け入れ入門セミナーについて
 - 支部と商工会議所主催セミナーへの後援を了承
- キ 10月14日中間監査会について
 - 出席者、資料等について確認
- ク 裾野市からのマイナンバーカード事業についての相談
 - 申し入れ内容への対応を協議

(3) 議案の審議

- ア 会費免除申請について
 - 全会一致で理事会への上程を決定

(4) 予算執行状況報告

- 会費納入状況報告
- 繰越差額の推移

(5) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和7年度 第8回 常任幹事会

開会日：令和7年7月31日(木)

1. 議事

(1) 報告事項

- ① 経過報告（令和7年7月2日～7月30日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 参議院議員選挙推薦候補者の選挙結果について
 - 推薦候補者の選挙結果報告、応援活動への協力御礼
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ア 公明党静岡県本部2026年度予算・税制等政策要望懇談会について
 - 出席者、実施希望日を確認
- イ 10月3日中田次城氏静岡県議会副議長就任祝賀会発起人の依頼について
 - 会長の発起人就任を承諾

ウ 9月12日令和7年度第2回幹事会議題の検討

報告事項

経過報告

参議院議員選挙推薦候補者の選挙結果について

日政連報告

協議事項

議案の審議

その他の事項

会計監査の所見

幹事会構成員との自由討議

エ 9月26日令和7年度第2回分会長会議について

報告事項

経過報告

参議院議員選挙推薦候補者の選挙結果について

日政連報告

協議事項

静政連からの提案要望事項

分会からの提案要望事項

その他の事項

会計監査の所見

分会長会議構成員との自由討議

(3) 議案の審議

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告

(5) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和7年度 第9回 常任幹事会

開会日：令和7年9月3日(水)

1. 議事

(1) 報告事項

- ① 経過報告（令和7年7月31日～9月2日）

- ② 前回課題とした案件の処理状況

- ア 8月28日公明党静岡県本部予算・税制等政策要望懇談会について

要望内容を報告

- イ 幹事の辞任について

幹事の辞任を報告

- ③ 日政連報告
 - (2) 協議事項
 - ア 11月16日衆議院議員小山展弘氏政治フォーラムについて
 - 副幹事長の出席を決定
 - イ 9月19日静岡県議会議員相坂摂治氏政経セミナーについて
 - 幹事長の出席を決定
 - ウ 9月25日竹内良訓氏静岡県議会議長就任を祝う会について
 - 発起人のほか、会長、副会長の出席を決定
 - エ 9月12日令和7年度第2回幹事会議題の検討
 - 報告事項
 - 経過報告
 - 参議院議員選挙推薦候補者の選挙結果について
 - 幹事の辞任について
 - 日政連報告
 - 協議事項
 - 議案の審議
 - その他の事項
 - 会計監査の所見
 - 幹事会構成員との自由討議
 - オ 9月26日令和7年度第2回分会長会議について
 - 報告事項
 - 経過報告
 - 参議院議員選挙推薦候補者の選挙結果について
 - 幹事の辞任について
 - 日政連報告
 - 協議事項
 - 静政連からの提案要望事項
 - 分会からの提案要望事項
 - その他の事項
 - 会計監査の所見
 - 分会長会議構成員との自由討議
 - (3) 議案の審議
 - (4) 予算執行状況報告
 - 会費納入状況報告
 - (5) その他の事項
2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和7年度 第10回 常任幹事会

開会日：令和7年10月1日(水)

1. 議事

(1) 報告事項

- ① 経過報告（令和7年9月3日～9月30日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ア 11月5日衆議院議員深澤陽一氏を励ます会について
 - 会長の出席を決定
- イ 10月14日中間監査会について
 - 出席者、資料等を了承
- (3) 議案の審議
- (4) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和7年度 第3回 理事会

開会日：令和7年9月12日(金)

1. 議事

(1) 報告事項

- ① 会務報告
 - 令和7年6月12日～9月11日
- ② 前回以降本日までの会務報告事項
 - ア 委員会・P T・G 進捗状況報告
 - 令和6年4月から8月末まで
 - イ 理事の辞任について
 - 8月31日付で伊豆支部杉本憲也会員の理事辞任を報告
 - ウ 委員長及びキャプテンの委嘱について
 - 9月13日付で行政書士パワーアップ委員会委員長を西遠支部倉田清人理事へ、公共等業務受託管理Gキャプテンを清水支部杉本守常任理事への委嘱を報告
 - エ 行政書士ADRセンター静岡各担当者及び調停人候補者の委嘱について
 - 9月13日付で行政書士ADRセンター静岡の令和7.8年度担当者及び調停人候補者の委嘱を報告

オ 安否確認訓練結果、自然災害緊急連絡網等について

本会HPで実施した安否確認訓練の結果を報告

自然災害緊急連絡網等を活用した連絡を依頼

カ 不当要求防止責任者講習会について

10月20日不当要求防止責任者講習会の開催及び顧客への案内を依頼

キ 一般倫理研修未受講者に対する会場研修の実施について

8月26日現在の一般倫理研修の未受講者に、受講方法を求めて意思確認を行ったと報告

ク 台風15号の被害に対する支援について

台風15号による被害に対し、事情により申請に行けない方への罹災証明書交付申請支援、牧之原市並びに吉田町での罹災証明申請の窓口支援、静岡県災害対策士業連絡会無料相談会への相談員派遣の実施を報告

災害時緊急連絡網の活用を依頼

③ 日行連報告

(2) 協議事項

ア 行政書士制度広報月間について

広報活動及び監察活動の詳細を説明

広報委員会で作成したPRグッズを紹介

イ 行政書士試験の実施について

令和7年度行政書士試験詳細を説明、役務への協力を依頼

ウ 令和7年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について

令和7年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会の担当支部が、この度の台風で被災した地区の榛原支部のため、開催について状況に応じて決定していくと説明

エ 75周年記念事業について

75周年記念祝賀会を1月30日賀詞交歓会と合同開催すると説明

(3) 議案の審議

第1号 委員の選任について

全会一致で可決承認

第2号 会則施行規則の一部改正について

全会一致で可決承認

(4) 予算執行状況報告

令和7年8月31日までの予算執行状況を報告

(5) その他の事項

2. その他（理事会構成員による自由討議）

令和7年度 第3回 幹事会

開会日：令和7年9月12日(金)

1. 議事

(1) 報告

① 経過報告（令和7年6月12日～9月11日）

令和7年6月12日～9月11日までの経過を報告

② 前回以降本日までの経過報告

ア 参議院議員選挙推薦候補者の選挙結果について

静政連推薦候補者の結果報告

牧野京夫氏（現職、顧問、自民党）当選
榛葉賀津也氏（現職、顧問、国民民主党）

当選

新妻秀則氏（現職、公明党）落選

イ 幹事の辞任について

8月31日付杉本憲也会員の幹事辞任を報告

(3) 日政連報告

(2) 協議事項

(3) 議案の審議

(4) 予算執行状況報告

(5) その他の事項

2. その他（幹事会による自由討議）

3. 会計監査の所見

令和7年度 第2回 支部長協議会

開会日：令和7年9月26日(金)

1. 議事

(1) 報告

① 会務報告 令和7年7月11日から9月25日

② 本会と支部、ブロック内及び支部相互の連絡調整に関する事項

ア 理事の辞任について

8月31日付理事の辞任を報告

イ 委員長及びキャプテン、委員の委嘱について
行政書士パワーアップ委員会
委員長 倉田清人理事
(令和7年9月3日付)
同委員 杉本憲也会員
(令和7年9月12日付)
公共等業務受託管理G
キャプテン 杉本守常任理事
(令和7年9月3日付)
同委員 杉本憲也会員
(令和7年9月12日付)
ウ 行政書士ADRセンター静岡各担当者及び
調停人候補者の委嘱について
令和7年9月3日付委嘱を報告
エ 会則施行規則の一部改正について
令和7年9月12日付改正を報告
オ 台風15号の被害に対する支援について
牧之原市、吉田町からの要請に基づく支援
活動を報告
カ 安否確認訓練結果、自然災害緊急連絡網等
について
訓練結果、緊急連絡網を報告
キ 不当要求防止責任者講習会について
講習会案内、周知依頼
ク 外国人雇用相談支援員派遣事業について
事業紹介、周知依頼
ケ 一般倫理研修未受講者に対する会場研修の
実施について
未受講者への対応を報告
コ ソフトボール・グラウンドゴルフ大会につ
いて
台風被害を受けて開催中止を報告
③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 本会からの連絡（提案・要望）事項
ア 行政書士試験について
試験日程説明、協力依頼
イ 行政書士制度広報月間について
広報活動、監察活動の概要説明、協力依頼
ウ 75周年記念事業について
祝賀会日程等を説明、協力依頼

- ② 支部からの連絡（提案・要望）事項
ア ソフトボール・グラウンドゴルフ大会中止
に伴う支部交付金の件
支部交付金の取扱いに対する質問、回答
(3) その他の事項
(4) 監事の所見

2. その他（支部長協議会構成員による自由討議）

令和7年度 第2回 分会長会議

開会日：令和7年9月26日(金)

1. 議事

- (1) 報告
① 経過報告
令和7年7月11日から9月25日までの経過報
告
② 静政連と分会相互の連絡調整に関する事項
ア 参議院議員選挙推薦候補者の選挙結果につ
いて
静政連推薦候補者
牧野京夫氏（現職、顧問、自民党） 当選
榛葉賀津也氏（現職、顧問、国民民主党）
当選
新妻秀規氏（現職、公明党） 落選
イ 幹事の辞任について
伊豆分会 杉本憲也幹事 8月31日付辞任
③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ① 静政連からの連絡（提案・要望）事項（本日
現在なし）
② 分会からの連絡（提案・要望）事項（本日現
在なし）
(3) その他の事項
(4) 会計監査の所見

2. その他（分会長会議構成員による自由討議）



企業、商品、サービスなどの
ネーミングやロゴマークの制作。
会社案内、パンフレット、チラシなど
PRツールの制作も、
お気軽に問い合わせください。

中小企業診断士の産廃診断書

作成料 80,000円(税別)～



▲ホームページ

債務超過になった産業廃棄物処理、運搬業者の経理的基礎を確認するために、診断書を作成いたします。

ネーミング制作 40,000円(税別)～ 静岡新聞広告賞3回受賞

商品名・サービス名・施設名など商標登録も視野に入れたネーミングを考案します。

ふじのくにコンサルティング
杉本剛敏 中小企業診断士事務所
054-623-9851
静岡県焼津市三和1467

編集後記

あけましておめでとうございます。

本号では、行政書士試験の実施報告をはじめ、行政書士制度PRを目的としたテレビ・ラジオ出演、新年に寄せられた静岡県知事や行政書士会連合会会長からのご挨拶など、多様な活動を通じて行政書士制度の広がりを感じられる内容をお届けしました。

試験合格者の中には、これから行政書士として確かな第一歩を踏み出す決意を固めている方も多いことと思います。静岡県行政書士会では、研修会や相談体制を通じて新規開業者をしっかりと支援できるよう環境を整えております。

新たに加わる仲間を温かく迎え、互いに学び合いながら専門性を高めていくことが、県内における行政書士業務全体の更なる発展につながると感じています。会員の皆様とともに、地域社会に一層貢献できる一年となることを願っております。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

行政書士しづおか No.318 2026年新春号

発行 静岡県行政書士会
〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町2番113号
TEL 054-254-3003・254-3005 FAX 054-254-9368 URL www.sz-gyosei.jp
発行人会長 土田哲
編集部長 鈴木淳 同委員長 伊藤僚 同委員 酒井佑一郎・柴友理・小木隆彬・伊藤みほ・川口瑞知子
印刷 池田屋印刷株式会社
〒422-8058 静岡県静岡市駿河区中原746番地の1
TEL 054-285-8275 FAX 054-284-2846
発行年月日 令和8年1月14日

なんでも経審Plus は、

建設業許可・経営事項審査電子申請システム

JCIP に対応!!

 「会員登録」「利用料」「更新料」は一切不要です。
いますぐ無料でお使いいただけます。



許可・経審の“電子申請”も「なんでも経審Plus」



「なんでも経審Plus」を使うと…

- ① JCIPへの申請データを作成できます! ※JCIP(建設業許可・経営事項審査電子申請システム)
- ② JCIPから取り出した前回データも取り込めます!
- ③ 経営状況分析申請用データも作成可能。そのまま電子申請するとお得に!

※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付はできませんのでご注意ください。

経営状況分析は“信頼と実績”的登録経営状況分析機関 **登録番号 1**

詳しい情報は <https://www.ciic.or.jp/>
または **CIIC なんでも経審Plus**

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター 東日本支部

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号 住友生命日本橋大伝馬町ビル4階

【お問い合わせ】 ■ 北海道 Tel 011-222-2688 ■ 東 北 Tel 03-6661-7214
■ 関 東 Tel 03-6661-7427 ■ 中部・北陸 Tel 03-6661-7524

当財団は、情報セキュリティ
マネジメントシステム(ISO27001)
に関するISO規格(27001)の
認証を取得しています。



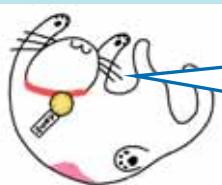
危険！！ あなたの広告 大丈夫？

行政書士の広告等のPR表現にはルールがあります。（こんな記載はないですか？）

- ① 業務を逸脱してはいけません
- ② 市民からの誤解を招く表現があつてはいけません
- ③ 他人の権利を侵すような表現をしてはいけません

あなたの広告、SNSの書き込みは・・・・大丈夫？

法律に違反していませんか？



戸籍の取り寄せ
だけでも大歓迎
にゃ！

- ・公的書類の取得代行のみ・閲覧結果報告
- ・行政書士を名乗っての信用調査や探偵業等

事実でない表記・誤認の可能性がある記載



会社設立・税金・
社会保険、全て
私にお任せあれ！

- ・連携を明記しない他土業業務
- ・曖昧な広告表現等

勝手な過去の案件の掲載

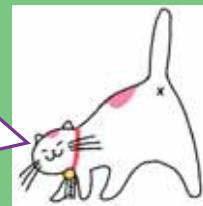
お客様の喜びの
声にゃん！！



- ・書類で同意を取っていない案件を紹介
- ・第三者が写っている写真の掲載
- ・企業秘密の暴露（資料の公開）

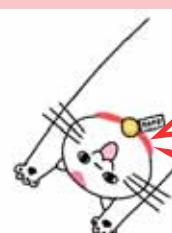
誇大広告・過度な期待を招く内容

元○省官僚にゃ
許認可率は
120%！！



他者の権利を侵す画像撮影・文書

×土木事務所で、○行
政書士が△社の建設業
許可申請、提出中！



激写！写真アヘップ
(笑)

あいつは詐欺師！
あそこじゃ許可は
おりないにゃ



静岡県行政書士会



静岡県行政書士会